

明治初期の日蓮宗における教会結社について

浜 島 典 彦

一

仏教教団の盛衰には、講中あるいは教会結社が深く関って来たこととされる。この観点からすれば、教会結社に視点を据えることが、近代の仏教界さらは一教団の動向を探る手掛りとなる。特に宗教行政に左右された明治初期の仏教界において、教会結社の認知への過程、それ以降の結成運動には各宗派の布教変遷史が集約されていると言えよう。

大教宣布宣教師神官への依頼失敗後、仏教界を取込んだ教導職制が導入されることとなる。これを廢仏毀釈後の復権の機とみた仏教界は積極的に採用に応じ、教導職養成のため神仏合併大教院開設を願ひ出ている。大教院は許可され、その建築・運営維持の財政支援を要請する目的で教会結社を認め、併せて宗教行政へ取込む教会大意が発表されていくのである。

かかる状況に仏教各宗は圧政下での教線拡張の一策と判断

し、教団として旧来組織の再編成あるいは新組織の結成へと取組むのである。

二

日蓮宗においては教団としての教会結社の組織改革が大教院詰新居日蓮を中心に行われている。彼は管長就任前から寺請制度に代わる新組織結成へと政府の意向に積極的に応じ、教会大意発表の八日後、府内の教会結社の代表者を浅草本法寺に招き前代の旧習の是正、本来在るべき精神等を説いている。

明治七年三月十二日、教部省達書乙第三号によって宗内一派管長制が認められ、四月一日付で日蓮は初代管長に就任する。早々に見込書を作成し、他宗に先がけて教会結社の再編成に着手している。五月二十三日に宗内既存の講名を廢し、妙法講の名を冠した統一組織の結成が行われるのである。

妙法講社規則は約束十条、誓約五条から成り、約束第五条

・誓約第一条に朝旨の遵守、誓約第三条に異端邪説禁止を謳って教会大意に呼応し、約束第七条に折伏による争論を戒め摂受を勧奨している。「争端を開ク事ナカレ」の一項は、大法院開院式騒動を端緒とする打鼓群行禁止令への配慮と思われる。

妙法講結成運動は、明治九年頃迄に東京近郊、それ以降は全国的規模で拡がりを見せている。二十二年迄に日蓮宗大法院に届け出のあった教会結社は、三十七道府県四七二組織に及び、その内妙法講は一府十八県一八五を数える。また、永楽堂版元の九年教会結社表に依れば、東京近在一八八組織の内一五四が妙法講である。

次に述べる事柄から東京府内の妙法講と教団の関係が良好であったことが窺える。日蓮宗を特定した打鼓群行禁止令が三度出されている。六年六月に口頭で教導職取締管長頭日琳に、七年四月十日教部省達書乙第五号、番外達、九年四月五日東京府権知事楠本正隆より。特に九年の東京府からの達しに對し、三日後講社取締及び各結社宛に詳細にわたる振舞の具体策を明文化している。即刻の詳細にわたるこの対応は、教団↓取締↓各結社の良好関係を示し、教団は妙法講組織を掌握していたとも言えよう。

しかし、既存組織の内容慣習をも変革することには困難があった。日蓮が「奈何せん旧慣の沿習容易に洗ひ難し」と指

摘するところである。この状況打開のため既存組織に依存しない新しい信徒組織の結成が企てられていく。

宗祖六百遠忌の正当年、十四年六月、妙法講清浄結社が、十七年三月に扶教結社が明確な目的を有した組織として設立されている。

発足に当り出された「清浄結社趣意書」には、僧侶による法施、外護の檀越による財施の相互扶助を訴え、宗内へ移行した教院制度の財政負担を要請している。それは四章三十条から成る清浄結社規則にも詳細に謳われ、併せて説教聴衆の心得等が載せられている。この規則には朝旨については全く触れず、教会大意にも照準しない内容となっている。時に十二年の内務省届け出に見られる地方教院制度確立へ草創期に当たり、教団が教院と教会結社を基盤として新時代に相応しい組織への脱皮を計ろうとした意図が看取できる。

第二条に盛られた順序を記した結社が全国に設立されている。十四年に東京第一清浄結社、以下設立年は不明であるが名古屋第三・長崎第四・熊本第六・長野第七・宮城第八が確認でき、長野の結社には七箇所、支所が設けられている。番号は不明であるが、大阪・千葉・新潟・福岡に結社の存在が認められ、二十年頃迄に全国に十箇所の清浄結社の設立を見たとようである。

十七年三月には扶教結社の設立が見られる。「扶教結社緒

言」に依れば、信徒の宗学研鑽、僧侶の教導力の欠如への注意を喚起し、対策として布教体制の定立、安心立命を提供するため応分の清浄施を行なう組織の結成を呼びかけている。

また、十六条から成る結社方則には宗内の寺院を一単位として基金をつくり、利息によって宗費・布教・興学等に充てる財政支援の方策が詳細に記されている。

翌十八年には拡張運動のため全国を十一管区に分け、結成を勧奨する各管区特派布教の責任者を選定している。『日宗新報』には扶教結社による寄付が毎号載せられ、個人名あるいは寺院名、金額が記されている。それ等の数及び寄付額は、教会結社数に比例している。日蓮宗寺院の少ない長野・四国からの寄付比率が高く、教会結社運動の盛んな地域からの行為が多いという結果になっている。

三

これまで教団による再編成の三組織について見てきた。これ等の特徴は次のようにまとめることができる。

〈妙法講社〉

既存組織の再編成。教会大意に呼応しての組織。設立運動は九年頃迄に東京近郊に及び、次第に全国に波及。

〈妙法講清浄結社〉

既存組織に依存しない教団による新組織。二十年頃迄に十

番目の設立を見、長野においては七箇所の支所有。第一清浄結社は私立学校有得館を創設。

〈扶教結社〉

一寺院を単位とした檀信徒の再編成。教団の財政的支援を要請。

これ等三組織の目的は、総じて寺請制度に代わる檀信徒の再編成、教団への経済的支援、布教場の確定、宗学講究にあると言えよう。二葉憲香氏は扶教結社を「本末制度の旧体制を利用し募金を本領として教団機構の温存」と評しているが、それは他の二組織についても言えることである。しかし、教団は宗教統制の下、迎合を余儀なくされた範囲で延命策を計り、教線を拡張しなければならなかったのも事実である。自由に布教できぬジレンマを教会結社の再編成に託したのである。教会大意の枠組みを強要された妙法講から清浄結社・扶教結社への規則変遷にささやかなレジスタンスを見ることが出来る。

向後さらに教団の意志に左右されなかった私的な教会結社の動向、特に在家主義・日蓮主義あるいは種々の事業を展開した組織について考察する必要がある。

〈キーワード〉 明治初期、教会、妙法講

（立正大学講師）